

**重度心身障害者の方には医療費を助成しています**

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

**■対象となる人の要件**

- ①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④障害年金1級の受給者
- ⑤特別児童扶養手当1級の受給者等

**■助成の要件**

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額についてはお問い合わせください)  
なお、すでに受給している

65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きをお済みでない方は6月中旬に手続きをしてください。  
ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を6月末までに郵送します。

**■手続きに必要なもの**

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

**■受給者証有効期間**

7月1日(月)～令和2年6月30日(火)

**■問い合わせ**

福祉課 民生福祉班  
☎0820(77) 5505

**6月は児童手当**

**「現況届」の提出をお忘れなく**

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、

6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。  
※公務員の方は、勤務先へ提出してください。

**■提出期限**

6月28日(金)まで

**■現況届に必要なもの**

印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)  
※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

**■受給資格**

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方。

**■児童手当の額**

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上～小学校修了前 月額1万円
- ・(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。

**※第3子の数え方に関する補足**

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

**■手続き**

福祉課または各総合支所および各出張所

**■問い合わせ**

福祉課 民生福祉班  
☎0820(77) 5505

**催し**

**島のくらしをおすそわけ**

**♪夏コース♪**

**●きゅうりの漬け物づくり**

**・日時**

7月4日(木)

午後1時～4時

**・場所**

大島地区 実施者宅

・体験料 1500円

・受入人数 5～6人

・募集締め切り 6月24日(月)

**●PPバンドのカゴづくり**

**・日時**

7月5日(金)

午前9時～午後3時

**・場所**

しまとびあスカイセンター(小松)

・体験料 1000円

・受入人数 10人

・募集締め切り 6月25日(火)

※昼食あり

**●ぶとん餅づくり**

**・日時**

7月25日(木)

午前9時～正午

・場所 橘地区 実施者宅

・体験料 1200円

・受入人数 6人

・募集締め切り 7月12日(金)

※各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないうちもありますので、ご了承ください。

**■申し込み・問い合わせ**

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)

☎0820(79) 1002

**サンセットヨガ2019**

陸上競技場の広いフィールドの中で、夏の光、風、音や匂いを全身で感じながら、ココロとカラダ、放り出してみませんか。疲れた身体と心を鎮める、夕暮れのひととき。気持ちいい時間をぜひ一緒に。

**■日時**

7月21日(日)

午後6時～7時15分

(受付午後5時30分～)

**■場所**

周防大島町陸上競技場